

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、研究開発型企業として最先端産業向けの化学薬品の開発、製品応用技術の開発、機能性の探求に経営資源を集中することにより企業価値の増大・最大化を行い、株主等多様なステークホルダーに貢献することがコーポレート・ガバナンスの基本目標であるとの認識の下で、経営執行の透明性の確保と内部統制体制の強化、コンプライアンスに始まる危機管理の徹底を行うこと等により、公正かつ効率的な経営を迅速に行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社はコーポレートガバナンス・コードにつきまして、基本原則の全てを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
竹中 潤平	1,039,460	13.36
斎藤 隆	507,410	6.52
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	424,700	5.45
(株)山梨中央銀行	350,000	4.49
トリケミカル研究所従業員持株会	282,300	3.62
MLI STOCK LOAN	258,300	3.31
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	206,323	2.65
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS—MARGIN(CASHPB)	205,600	2.64
(株)SBI証券	177,500	2.28
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	175,377	2.25

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 JASDAQ

決算期 1 月

業種 化学

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
神 毅	弁護士								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
神 毅	○	当該取締役は、当社の顧問弁護士であります。その報酬は些少であり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。	当該取締役は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する深い知見と経験を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行可能であるものと判断し、選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社では、内部監査室、会計監査人及び監査役会が相互に連携して、内部統制の管理をしております。

内部監査室については社長直轄の組織であり、提出日現在2名体制により、業務体制にかかる監査を行うとともに、監査役より助言、指導を受けており、内部統制の情報の共有化及び実効性の確保に努めております。

また、会計監査人による会計監査については、会計監査人と内部監査室及び監査役会が、監査内容や課題について共通認識を深めるために情報交換を積極的に行っております。

監査役会は提出日現在、社外監査役3名を含む4名で構成されており、監査役会で定めた監査方針に基づき、重要な会議に参加するほか、取締役及び各本部長・部長等から営業・開発等の報告を受け、また、各部での実査、重要書類の閲覧等を行い、業務監査並びに会計監査について取締役の職務遂行を監視する体制を整えております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
梅沢 宣喜	他の会社の出身者													
萩原 道明	他の会社の出身者													
太田 周二	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
梅沢 宣喜	○	――	当該監査役は、大学・公的研究機関の事務責任者を歴任しており、財務及び会計に関する深い知見を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行可能であるものと判断し、選任しております。 また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しております。
萩原 道明	○	――	当該監査役は、長年にわたる様々な業務経験を有し、その経験、見識から社外監査役としての職務を適切に遂行可能であるものと判断し、選任しております。 また、東京証券取引所が定める一般株主と利

			益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しております。
太田 周二	○	——	当該監査役は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する深い知見を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行可能であるものと判断し、選任しております。 また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	実施していない
該当項目に関する補足説明 更新	

当社は、当社並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人を対象として、平成18年4月27日開催の定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、平成28年4月27日行使期限とするストックオプション制度を導入しておりましたが、同日をもって終了しております。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	

第37期における取締役及び監査役の報酬等の総額は、取締役(6名)に対し121,380千円、監査役(5名)に対し26,670千円(うち社外監査役4名に対し8,400千円)、合計143,946千円となりました。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

役員の基本報酬に関しましては、役割と責任に応じた一定額を支給しており、経営状況、経済情勢等を考慮して取締役の報酬は取締役会決議により、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。
また、役員賞与につきましては、全社業績、配当政策等を勘案したうえで、取締役会の決議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役、社外監査役に対しましては、取締役会並びに参加する会議体の付議事項、及び資料に関する事前の配布を行っております。
また、会社業務上の重要な案件、懸案事項及びその進捗等につきましては、取締役又は関連部門より適宜報告を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役制度を採用しており、取締役会及び監査役会において重要な業務執行の決議、監督並びに監査をしています。取締役会は、提出日現在、社外取締役1名を含む取締役6名で構成されており、全員が男性であります。原則として月1回の定時取締役会を開催することとしており、経営の基本方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定しております。

また、経営執行の公正性・透明性を図るために、常勤監査役1名及び社外監査役3名が出席し、取締役の職務遂行を監視しております。さらには、必要に応じて各部門の部長を出席させており、業務執行、監督機能の充実に努めております。

経営戦略会議は、取締役会の決定事項等を執行するために取締役・監査役・各部門の部長以上の職責の従業員で構成され、原則として月1回の経営戦略会議を行っており、業務執行の周知徹底を図っております。

監査役会は提出日現在、社外監査役3名を含む4名で構成されており、取締役会その他重要な会議に参加するほか、原則として月1回の定例監査役会を開催しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、社外監査役が取締役会及び経営戦略会議に参加し積極的に意見を述べる等、外部中立の立場から重要な意思決定及び業務執行を監視しており、現状の体制により、適切な意思決定及び経営監視が有効に機能しているものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第38期の招集通知は法定期限よりも4日早く4月8日に発送いたしました。 また、招集通知の発送日前4月7日に招集通知の内容をウェブ上でも開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は1月決算であることから、株主総会の集中日開催に関しては回避しているものと考えております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回(10月頃)の開催のほか、時機に応じて会社説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期ごとに決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページに専用ページを設置し、各種資料を掲載することとしております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部管理部において担当しております。	
その他	国内外の機関投資家と個別のミーティングを随時行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	株主及び投資家に対しては、インサイダー情報管理規程を定め、インサイダー取引の未然防止に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001環境マネジメントシステムにより、環境方針を定め、環境保全活動に努めております。
その他	当社では、女性の活躍促進に向けて、仕事と育児の両立に向けた職場環境の整備に努めるとともに、役職員の出産・育児や介護等をサポートするための諸制度を実施しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり業務の適正性を確保するための体制（以下、「内部統制」という）を整備することとしております。

イ. 経営の基本方針

「科学技術を通じて最先端テクノロジーの発展に貢献し、人々にゆとり創造を実現する」の社訓の下、その実践のため以下のとおり役員・従業員一丸となって取り組むものとする。

- ・当社は、開発力の向上及び生産技術の改善に取り組み、顧客により良い製品及び技術を提供することで顧客満足の最大化を目指す。
- ・当社は、持続した健全性・成長性を兼ね備えた事業に取り組み、企業価値の最大化に努める。
- ・先端・高純度化学薬品の開発・製造・販売を事業としている当社は、「化学物質が環境に与える影響の大きさ」を正しく認識し、顧客・従業員の安全性向上や健康増進を常に念頭に置き、かつ、「環境保全活動への取り組み」を経営の最重要課題の一つと位置づけ、事業活動を行う。
- ・当社は、従業員ひとりひとりが高い誇りと責任感をもって働くことの出来る公正かつ開かれた企業風土を目指す。

ロ. 内部統制基本方針

1. 取締役・使用人の職務遂行が法令・定款に適合することを確保するための体制

企業倫理規程を制定し、コンプライアンス体制にかかる規定を役員・従業員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、コンプライアンス担当取締役をその責任者として管理本部管理部に於いてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役員・従業員への教育等を行う。

内部監査室は、管理部と連携し、コンプライアンスの状況について監査する。

これらの活動は、定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。

さらに、役員・従業員がコンプライアンス上の問題点を発見した場合は速やかに管理部、常勤監査役又は顧問弁護士等に通報（匿名可）、報告する体制を構築する。会社は通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な取り扱いを行わない。

2. 取締役の職務遂行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス担当取締役を全社のリスクに関する統括責任者として任命し、管理部において、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸入管理等に係る当社全体のリスク管理を網羅的、総括的に管理する。新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を任命する。

内部監査室は、各部門ごとのリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的にコンプライアンス担当取締役及び取締役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定する。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配、意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全般的な業務効率化を実現するシステムを構築する。

具体的には、下記の経営管理システムを用いて、取締役の職務遂行の効率化を図る。

- ・定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役会の職務執行の監督等を行う。
- ・月例の取締役及び部門長をメンバーとした経営戦略会議において年1回将来の事業環境を踏まえた中期経営計画、年度予算を策定し、全社的な目標を設定し、取締役会の承認を得るものとする。各拠点、部門においては、その目標達成に向けた具体策を立案、実行する。
- ・当社の基幹システムであるWorking. netシステムを活用し、月次、四半期業績管理を実施する。
- ・取締役会・経営戦略会議等による月次業績のレビューと改善策の立案、実施をする。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制

今後、当社が子会社を設立等した場合、子会社に関して責任を負う取締役を任命し、コンプライアンス、リスク管理体制を構築する権限を与え、当社管理部はこれらを横断的に推進し、管理する。

なお、関連会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。

6. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在監査役の職務を補助する使用人はいないが、必要に応じて、監査役の業務補助のためのスタッフを任命できるものとする。

また、監査役は内部監査室長及びその所属員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、命令を受けた者は、その命令に対して、取締役、内部監査室長の指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役又は使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加えて当社に重要な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス委員会・管理部への通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。

また、会社は監査役及び監査役会に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いもしてはならない。

8. 監査役会の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制

監査役の職務の執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査役から前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求にかかる費用が監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じるものとする。

9. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会と代表取締役社長との間で定期的な意見交換会を実施する。また、監査役会に対して、必要に応じて弁護士、会計士等の専門家を雇用し、監査業務に助言を受ける機会を保証する。

なお、監査役は監査法人から会計監査に関する内容について説明を受けるとともに、情報交換等の連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社経営理念に基づいて、取締役会において決議し、当社の全役職員に配布・周知している「企業倫理規程」において、「市民社会の秩序に脅威を与える団体や個人に対しては、毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を遮断する」旨を明文化するとともに啓蒙に努めております。

また、管理本部管理部を対応統括部署とし、警察を含む外部専門機関との連携、反社会的勢力に対する情報の収集、管理及び社内への周知・注意喚起等を行うとともに、物品購入・製品販売等の取引開始時及び定期的に取り引先に対する信用調査等を行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当会社社情情報の適時開示体制に関しましては、管理本部管理部を担当部署として、当社常務取締役管理本部長が所管いたします。取組方法としては、上場之际株主、一般投資家をはじめとするステークホルダーへの企業内容に関する情報提供を行うことが重要な経営課題の一つであると認識し、今後積極的に企業情報の開示体制の整備に取り組み、四半期決算情報等の正確かつ迅速な開示のための体制強化を図ってまいります。なお、現在月次決算に要する日数は概ね6～7営業日であります。今後とも決算の早期化に努めてい所存であります。

適時開示を対象としたモニタリングは開示前に監査役のチェックを受けるほか、内部監査においても監査項目の一つとしております。また、社内管理体制の一環として、事業推進の中心的役割の取締役会、経営戦略会議等の機関を通じて事業の状況、経営環境に関する重要な情報を収集するなど、経営戦略会議に設置している内部情報管理委員会の管理の下、情報開示業務を行っております。併せて、内部情報管理委員会では、重要な企業情報を知りうる立場にある特定者が、自社株式の売買により不当な利益を得るインサイダー取引を行うことを防止するための情報管理を行い、不測の事態の発生防止に努めております。



